

群馬県ソフトボール協会 専門委員会及び特別委員会等に関する規定

- 第 1 条** 本会規約第19条に基づき、会務を掌理するために次の委員会を置く。
- 専門委員会
- | | | |
|-------------|------------|------------|
| (1) 総務委員会 | (2) 財務委員会 | (3) 普及委員会 |
| (4) 審判委員会 | (5) 技術委員会 | (6) 記録委員会 |
| (7) 広報委員会 | (8) 指導者委員会 | (9) 女性委員会 |
| (10) シニア委員会 | (11) 放送委員会 | (12) 編集委員会 |
| (13) 小学生委員会 | (14) 中体連 | (15) 高体連 |
| (16) 大学連 | | |
- 特別委員会
- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| (1) 強化委員会 | (2) ドクター委員会 | (3) 県民体育大会委員会 |
| (4) マネジメントコーチ | | |
- 運営に関する委員会
- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 役員推薦委員会 | (2) 表彰者推薦委員会 |
|-------------|--------------|
- 役員推薦委員会及び表彰者推薦委員会の細則は、別にこれを定める。
- 第 2 条** 各委員会（ドクター）委員会を除く）に次の役員を置く。
- 委員長 1名 副委員長 若干名
- 第 3 条** 前条の委員長（D C 委員会を除く）は、理事の中より選出し会長がこれを委嘱する。
- 第 4 条** 第2条の副委員長（D C 委員会を除く）は、理事及び各支部の該当委員長の中より選出し、委員長がこれを委嘱する。
- 第 5 条** 各委員会（D C 委員会を除く）の委員は、各支部の該当委員長等をもってこれにあてる。ただし、審判員委員会、記録委員会、指導者委員会は、有資格者とする。
- 第 6 条** 各委員会（D C 委員会を除く）の委員長の任期は、1期2年とし再任を妨げないが、5期10年を超えないものとする。
- 第 7 条**（D C 委員会は、群馬県ソフトボール協会の意向に沿い、組織を作り円滑な運営を図る。
- 第 8 条** 各委員会は、原則として年 1 回以上委員長がこれを召集して会議を開催する。
- 第 9 条** 各委員会は、理事総会の承認を得て内規を定めることができる。
- 第 10 条** すべての決定事項は、理事総会の承認を得て遂行する。
- 第 11 条** 各委員会は、会計を処理し理事会に提出する。
- 第 12 条** この規程は、平成4年3月7日より施行する。
- | | | |
|---|-------------|-----------------------------|
| 2 | 平成10年 2月28日 | 一部改正（委員会の新設と名称） |
| 3 | 平成11年12月11日 | 一部改正（委員会の新設及び統廃合） |
| 4 | 平成12年 3月13日 | 一部改正（委員会の廃止と委員長の任期） |
| 5 | 平成14年 3月 7日 | 一部改正（普及委員会の新設） |
| 6 | 平成15年 3月 6日 | 一部改正（小学生委員会及び運営に関する委員会の新設等） |
| 7 | 平成16年 5月19日 | 一部改正（委員会の新設と名称） |
| 8 | 平成24年 3月15日 | 一部改正（委員会の新設と名称他） |